

## 大阪市・八尾市・松原市環境施設組合規則第7号

### 職員の休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の休暇に関する規則（平成27年規則第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の4第1項」を「第26条の6第7項第1号の規定により採用された職員、同法第28条の4第1項」に改める。

第4条第1項第16号中「小学校就学」を「小学校又は義務教育学校の前期課程の就学」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。